



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-88-2862
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261

出生時育児休業（男性版産休）の新設 — 育児介護休業法改正 —



男性版産休ともいわれる「出生時育児休業」の新設を盛り込んだ改正法が6月3日、国会で可決、成立しました。改正内容は次の通りです。



	現状	改正内容	施行時期
男性版産休	パパ休暇 ・子の誕生から8週間以内の育休取得の男性の場合、育休再取得が可能となる特例措置	出生時育児休業 ・子の誕生から8週間以内に4週間の取得が可能 ・2回の分割が可能 ・会社への申請は取得の2週間前まで可能 ・限定的な就労が可能 ・社会保険料の免除（月内休業2週間以上の場合）	2022年10月（予定）
従業員への制度周知と取得促進	努力範囲	義務化 ・利用可能な育休制度の説明 ・休業取得するかどうかの確認	2022年4月
通常育休の分割	分割不可	2回まで分割可能	2022年10月（予定）
有期雇用者の育休	引き続き雇用された期間が1年以上である者	左記の取得要件の撤廃（労使協定により対象から除外することは可能）	2022年4月

厚生労働省の資料(2019年)によれば、男性正社員で育休取得を希望したが会社に育休制度がなかったなどの理由で育休が取れなかったとの回答が37.5%に上ります。今回の改正を機に、今後、男性の育休取得の希望が増えていくことも予想されます。

来年の法律施行後は、**育休制度の説明と取得の意向確認が、会社の義務となっています**ので、育休取得の希望がある場合には対応が必要となってきます。

しかし、2週間前の急な申し出により、4週間の出生時育休を取られると、会社としては調整に困るという場合もあると思います。どのように対応できるかは会社ごと、人ごとに違ってくると思われます。出産の直前ではなく配偶者の妊娠が分かった時点で、どのように育休をとるか一緒に検討できたら対応もできるかと思います。例えば1週間ずつ2回の出生時育休とし、週に1日は出社してもらうといった方法も考えられます。来年の法律施行を見据えて、男性の育休取得についても少しずつ検討しておくのはいかがでしょうか。

育休に関するご相談は弊社担当へお願い致します。

中村由香

<令和3年度の労働保険料の申告・納付期限に注意しましょう！>



令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響をふまえ、労働保険料の申告期限・納付期限の延長がありました。

令和3年度の労働保険料の申告期限・納付期限は従来通り、**令和3年7月12日(月)まで**です。

口座振替の期限についても、令和2年度のような延長はありませんので労働保険料の申告・納付期限にご注意ください。

尚、労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合で、「申請による換価の猶予」及び「納付の猶予」制度のそれぞれの要件に該当するときは、猶予制度が認められる場合がありますので弊社担当者へご相談ください。

経理代行